

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月2日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

**広島県公安委員会規則第7号**

**自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成25年広島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「国土交通大臣」を「広島県知事」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。